

今治市優良建設工事表彰実施要領

平成26年9月19日制定

今治市要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事であって、他の模範となる優良なものに対し、これを施工した者を表彰することにより、建設業者の意欲の増進及び技術力の維持向上を図り、もって建設工事の適正な施工の確保及び技術の向上に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、工事の区分に応じて、次の表の表彰部門ごとに行うものとする。

表彰部門	工事区分
土木・建築工事部門	土木一式工事 建築一式工事
その他の工事部門	電気工事 管工事 水道工事 その他の工事

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、表彰を行う年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす建設工事（以下「優良建設工事」という。）とする。

- (1) 工事成績評定を行ったしゅん工時の請負代金額130万円を超える工事（解体、浚渫、維持、点検等の工事を除く。）
 - (2) 今治市工事成績評定要領（平成17年今治市要領）に基づく評定点（以下「評定点」という。）が優良と認められる次のいずれかに該当する工事のうち、特に優秀なもの
 - ア 評定点が80点以上のもの
 - イ 評定点が75点以上であって、前条第1項の表に掲げる表彰部門（以下「表彰部門」という。）ごとに評定点が各表彰部門の総工事件数の上位100分の2以内の順位にあるもの
- 2 市長は、優良建設工事を完成させた施工者であって、次の各号のいずれかに該当し他の模範と認められるもの（以下「優良建設業者」という。）を表彰するものとする。
- (1) 建設工事の目的及びその内容に対する理解が高く、市との連携及び協調が取れているもの
 - (2) 施工技術が優れ、建設工事の規模又は困難性によく対処しているもの

- (3) 建設工事の現場の労務管理が適切で、作業の安全性が確保されているもの
- (4) 建設工事中の現場監理が適切で、交通安全等の地域住民への配慮が適切に行われているもの
- (5) 契約の条件に従い確実に履行し、優れた施工を行っているもの

3 市長は、優良建設工事を着工からしゅん工までの全期間担当した監理技術者又は主任技術者であって、当該建設工事の着工の日から表彰の日までの間、優良建設業者と継続して雇用の関係にある現場技術者（当該業者の代表者である者を除く。以下「優秀技術者」という。）を表彰するものとする。

（失格事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する建設業者は、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 工事完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、継続的に工事完成実績がある者（表彰対象年度及びその前年度の2年間で2件以上の工事完成実績がある者をいう。）又は優良建設工事による市及び社会への貢献が顕著であると認められる者を除く。
- (2) 表彰対象年度（前号ただし書の規定によりその前年度の工事完成実績を含む場合は、その年度も含む。）における各工事区分（第2条第1項の表の工事区分欄に掲げる種別ごとの工事をいう。）において、当該建設業者の評定点（当該業者を構成員とする共同企業体の施工による評定点を含む。）の平均点がその工事区分における全業者の評定点の平均点未満の者
- (3) 表彰対象年度及びその前年度の2年間において、評定点が65点未満の工事を施工した者
- (4) 表彰対象年度の前年度の初日から表彰の日の前日までの間に、市の指名停止の措置若しくは建設業法に基づく監督処分を受ける等不都合若しくは不名誉な行為をしたと認められる者
- (5) 倒産、廃業等をした者

2 優良建設工事の着工の日から表彰の日の前日までの間に、社会通念上不名誉なことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外するものとする。

（優良建設工事審査委員会の設置）

第5条 優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、優良建設工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副市長をもって充て、委員は総務部長、農水港湾部長、都市建設部長及び上下水道部長をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員長及び委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 審査委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(優良建設工事の推薦)

第7条 工事を主管する課等の長（以下「工事担当課長」という。）は、優良建設工事に該当すると認める工事があるときは、優良建設工事推薦書（別記様式第1号）を作成し、審査委員会に提出するものとする。

(審査及び決定)

第8条 審査委員会は、前条により工事担当課長の推薦を受けたときは、優良建設工事、優良建設業者及び優秀技術者について審査し、優良建設工事選考書（別記様式第2号）及び優良建設工事表彰一覧（別記様式第3号）を作成して市長に報告するものとする。

- 2 市長は、審査委員会の審査結果の報告に基づき、優良建設工事を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定する。

(表彰及び公表)

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰の結果は、市役所契約課掲示板及びホームページに掲載する方法により、公表する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行から5年以内を目途として、この要領による表彰の制度が定着し安定したと認められるときは、公共工事の入札等に係る関連の例規等に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月4日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

優良建設工事推薦書

年　月　日

今治市優良建設工事審査委員会

委員長　　宛て

課長　　印

今治市優良建設工事表彰実施要領の規定に基づき、次の工事を推薦します。

工事番号								
工事名								
請負代金額	円							
契約工期	着工	年	月	日				
	完成（完了）	年	月	日				
しゅん工		年	月	日				
請負者（施工者）								
主任（監理）技術者								
工事概要								
推薦理由								
表彰基準 （※）	対象工事評定点		点	該当要件：要領第3条第1項第2号 ア・イ				
	要領第4条第1項関係	工事完成実績	表彰対象年度　件					
		表彰対象年度（平成 年度）の評定点の平均点						
			土木	建築	電気	管	水道	その他
		市発注工事						
		業者受注工事						
		評定点 65点未満		有・無				
		指名停止等		有・無				
特記事項								

（注）太枠内のみ記入してください。※欄は事務局で記入します。

添付書類：検査調書（写）、しゅん工届（写）、主任（監理）技術者の通知（写）、
その他（必要に応じて、推薦の理由を補充する書類、写真等）

別記様式第2号（第8条関係）

優良建設工事選考書

年 月 日

工事番号							
工事名							
請負代金額	円						
契約工期	着工年月日	完成(完了)年月日					
しゅん工	年月日						
請負者(施工者)							
主任(監理)技術者							
工事概要							
業者名（共同企業体施工の場合はその構成員である業者）		主任(監理)技術者名					
表彰基準 要領第4条第1項関係	対象工事評定点 第2項該当号	点	該当要件：第1項第2号ア・イ 第 号				
	工事完成実績	表彰対象年度 件（前年度を加えた工事完成実績 件）					
	表彰対象年度(平成 年度)の評定点の平均点						
		土木	建築	電気	管	水道	その他
	市発注工事						
	業者受注工事						
	前年度(平成 年度)の平均点（※ 同条同項第1号ただし書による場合のみ記入）						
		土木	建築	電気	管	水道	その他
	市発注工事						
業者受注工事							
評定点 65点未満			有・無				
指名停止等			有・無				
優良建設業者 表彰の可否	可・否						
	(理由)						
優秀技術者 表彰の可否	可・否						
	(理由)						
特記事項							

別記様式第3号（第8条関係）

優良建設工事表彰

凡例：【部門】		
工事名	施工者	主任(監理)技術者
概要		
備考（共同企業体の構成員）		
【土木・建築工事部門】		
工事名	施工者	主任(監理)技術者
概要		
備考（共同企業体の構成員）		
工事名	施工者	主任(監理)技術者
概要		
【その他の工事部門】		
工事名	施工者	主任(監理)技術者
概要		
備考（共同企業体の構成員）		
工事名	施工者	主任(監理)技術者
概要		

(参考) 表彰者

優良建設業者	優秀技術者	表彰対象工事